

この資料の見方

- 1 この「市町財政」は「令和5年度地方財政状況調査」「令和5年度法適用公営企業決算状況調査」「令和5年度法非適用公営企業決算状況調査」「令和5年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率」等を基礎として分析編集したものである。

2 用語の意味

本書に掲載した財政上の用語のうち、財政状況を分析し、検討するために用いられる用語、指数等の意味は次のとおりである。なお、各項目についての計数は、基本的には表示単位未満を四捨五入したものであるが、中には端数調整を行っている場合もある。また、端数処理の都合上、構成比の合計が100%にならない場合もある。

(1) 形式収支

形式収支＝歳入決算額－歳出決算額

現金主義の建前にたって表示され、出納閉鎖期日（5月31日）における当該年度の現金帳尻を表す。

(2) 実質収支

実質収支＝形式収支－翌年度へ繰り越すべき財源

※ 翌年度へ繰り越すべき財源＝事業繰越等繰越額（継続費逡次繰越、繰越明許費繰越額、事故繰越額、事業繰越額、支払繰延額）－事業繰越等繰越事業に伴う未収入特定財源

当該年度の純剰余又は純損失を示し、一般的に黒字団体、赤字団体の区分は、この実質収支をもって判断される。

(3) 単年度収支

単年度収支＝当該年度の実質収支－前年度の実質収支

当該年度の実質収支に含まれている前年度の実質収支を除いて、当該年度限りの収支をみるものである。

(4) 実質単年度収支

実質単年度収支＝単年度収支＋積立金＋地方債繰上償還金－基金取崩し額

※ 積立金、基金取崩し額は財政調整基金に係るもののみ

※ 地方債繰上償還金は、後年度の財政負担を軽減するために、任意に行った繰上償還額（地方財政法第7条の規定による決算剰余金の処分による繰上償還金を含む）である

歳入、歳出に含まれている実質的な黒字要素（積立金、繰上償還金）及び赤字要素（基金取崩し額）が歳入、歳出に措置されなかった場合、単年度収支が実質的にどうなるかを表す。

(5) 財政力指数

令和3年度、令和4年度及び令和5年度の基準財政収入額÷基準財政需要額（各年度ごとに小数点第3位を四捨五入）の合計の1／3の数値（小数点第3位を四捨五入し、第2位まで求める。）である。

※ 基準財政需要額

合理的で妥当な水準で行政活動を行うために最小限必要な財政需要を示す。

※ 基準財政収入額

通常、標準的に徴収しうるであろうと考えられる税収入をいう。

普通交付税の算定基礎である基準財政収入額（錯誤を含まない）と基準財政需要額（錯誤を含まない）との比率であり、この指数が小さいほど財政基盤が弱く、標準的な行政を行うための自主財源である税収入等が少なく、地方交付税に依存する度合いが高い。この指数が大きいほど自主性の高い団体といえる。

(6) 標準税収入額等

$$\begin{aligned} \text{標準税収入額等} = & \left(\text{基準財政収入額} - \begin{array}{l} \text{市町村民税所得割における税源移譲相当額の25\%} \\ \text{特別とん譲与税} \\ \text{自動車重量税譲与税} \\ \text{航空機燃料譲与税} \\ \text{地方揮発油譲与税} \\ \text{石油ガス譲与税} \\ \text{森林環境譲与税} \\ \text{交通安全対策特別交付金} \\ \text{地方消費税交付金に係る引き上げ分の25\%} \end{array} \right) \\ & \times \frac{100}{75} + \begin{array}{l} \text{特別とん譲与税} \\ \text{自動車重量税譲与税} \\ \text{航空機燃料譲与税} \\ \text{地方揮発油譲与税} \\ \text{石油ガス譲与税} \\ \text{森林環境譲与税} \\ \text{交通安全対策特別交付金} \end{array} \end{aligned}$$

地方税法に定める法定普通税について、標準税率をもって、地方交付税法で定める方法により算定した収入見込額である。

なお、ここでは、財政分析上の指標として上記の算式によって求めた数値を標準税収入額等としている。

(7) 標準財政規模

標準財政規模＝標準税収入額等＋普通交付税額＋臨時財政対策債発行可能額
標準的な行政活動を行うために通常の状態では収入されるであろう経常一般財源の規模をいう。

(8) 経常収支比率

(平成12年度まで)

$$\text{経常収支比率 (\%)} = \frac{\text{経常的経費充当一般財源等}}{\text{経常一般財源等歳入合計}} \times 100$$

(平成18年度まで)

$$\text{経常収支比率 (\%)} = \frac{\text{経常的経費充当一般財源等}}{\text{経常一般財源等歳入合計} + \text{減税補填債} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

(令和元年度まで)

$$\text{経常収支比率 (\%)} = \frac{\text{経常的経費充当一般財源等}}{\text{経常一般財源等歳入合計} + \text{減収補填債特例分} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

(令和2年度から)

$$\text{経常収支比率 (\%)} = \frac{\text{経常的経費充当一般財源等}}{\text{経常一般財源等歳入合計} + \text{減収補填債特例分} + \text{猶予特例債} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

(令和5年度から)

$$\text{経常収支比率 (\%)} = \frac{\text{経常的経費充当一般財源等}}{\text{経常一般財源等歳入合計} + \text{減収補填債特例分} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

財政構造の弾力性を測定する比率で、この比率が低いほど、経済の変動及び行政内容の変化に対応しやすい弾力的な財政構造であることを示す。

※ 「経常的経費充当一般財源等」とは経常的な経費に充当された一般財源等であり、「経常一般財源等歳入合計」とは経常的に収入された一般財源等の総額である。

なお、平成13年度から減税補填債及び臨時財政対策債を経常一般財源に加えて算出することになった。平成19年度から減税補填債に代え、減収補填債特例分を分母に加えることになった。令和2年度から令和4年度までは、地方税法に基づく地方税の徴収猶予に伴い生じる一時的な減収に対応する

ため創設された猶予特例債についても分母に加えることとなった。

(9) 実質収支比率

$$\text{実質収支比率 (\%)} = \frac{\text{実質収支額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

財政運営の良否を判断する比率で、この比率が高いほど財政にゆとりを持っているといえるが、地方公共団体の存立の目的から、高ければ高いほど財政運営が良好とはいえず、経験的には標準財政規模の3～5%程度が望ましいといわれている。

(10) 公債費負担比率

$$\text{公債費負担比率 (\%)} = \frac{\text{公債費充当一般財源}}{\text{一般財源総額}} \times 100$$

一般財源のうちどのくらい公債費に充当しているかを表し、比率が高いほど財政運営の硬直性が高まっていることになる。

(11) 実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率 (\%)} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

健全化判断比率の指標の一つ。教育、まちづくりなど、自治体の行政事務本体を扱う一般会計の赤字の程度のこと。財政状態の深刻さを表し、黒字ならば「該当なし」と公表される。

(12) 連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率 (\%)} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

健全化判断比率の指標の一つ。市町村の全ての会計を合算したときの赤字の程度。実質赤字比率に加え、自治体が経営する病院や水道などの赤字・黒字を含めて計算し、自治体全体での財政状態の深刻さを表す。実質赤字比率と同じく黒字ならば「該当なし」と公表される。

(13) 実質公債費比率

$$\text{実質公債費比率 (\%)} = \frac{(A + B) - (C + D)}{E - D} \times 100$$

の3か年(令和3～5年度)平均

A = 地方債の元利償還金

B = 準元利償還金

C = 特定財源

D = 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

E = 標準財政規模

健全化判断比率の指標の一つ。自治体の年間収入のうち、借金返済に充てて

いる割合のこと。この指標が18%以上の市町は、地方財政法の規定により、起債にあたり知事の許可が必要となる。

(14) 将来負担比率

$$\text{将来負担比率 (\%)} = \frac{A - (B + C + D)}{E - F} \times 100$$

A = 将来負担額

B = 充当可能基金額

C = 特定財源見込額

D = 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

E = 標準財政規模

F = 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

健全化判断比率の指標の一つ。自治体の借金等が、年間収入の何年分になるかということ。将来の財政が圧迫される危険度を表す。

(15) 資金不足比率

$$\text{資金不足比率 (\%)} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$$

病院、水道など、自治体が経営する「公営企業」における資金の不足の程度。公営企業の経営状態の深刻さを表す。資金が十分であれば「該当なし」となる。